

松戸旭サッカークラブ規約 (スポーツ少年団)

ASC

第1条 名称

- 1 本クラブは、松戸旭サッカークラブ (ASC) と称する。

第2条 目的

- 1 本クラブは、サッカーを通じ、以下のような健全な心身の育成を図ることを目的とする。
 - (1) 自ら目標を持ち、その目標に向かって努力できること。
 - (2) 自ら良い仲間を持ち、一緒に協力し、喜びを分かち合えること。
 - (3) 自ら良い師を持ち、素直にその教えを学べること。

第3条 会員

- 1 本クラブは、原則として、小学生 (1年生から6年生) 及び幼稚園児で構成する。

第4条 活動

- 1 本クラブは原則として、旭町小学校校庭を主な活動場所とし、土曜日・日曜・祭日を活動時間とする。但し、学校側の教育活動を優先する。

第5条 役員

- 1 本クラブは総会で選出された役員で運営される。
- 2 役員任期は、一年とし再任を妨げない。
- 3 役員は無報酬とし、必要な費用はクラブへ実費精算することとする。
(松戸市サッカー連盟以外の公式戦の帯同指導者には、食事代として、金千円をクラブより支給する。)

第6条 会費

- 1 会費は月額 1,500 円 (幼稚園児は 500 円) とし、4月から 4・6・8・10・12・2月の各第一土曜日及び日曜日の練習日に 2ヶ月単位で納入すること。
- 2 日本サッカー協会第四種個人登録費用 1,700 円を 4月会費納入時に納入すること (対象学年・3年生以上)。但し途中入部者は会費と一緒に納入すること。
但し、12月20日以降に入部した部員は日本サッカー協会個人追加登録が締め切られている為登録費用は納入しない。
- 3 納入した会費は原則として返却はしない。

第7条 附則

- 1 練習計画は選出された監督・コーチの話し合いにおいて運営する。
- 2 遠征やクラブ行事の際に父母の協力をお願いする場合もある。
- 3 事故に関しては、スポーツ保険、車両保険の範囲を除き、一切責任を負わない。
- 4 入部時に確認同意書の提出をお願いする。

第8条 保険

- 1 会員は必ずスポーツ保険に加入すること。(一年毎に切り替え)

第9条 総会

- 1 本クラブは年1回の総会を開催する。
但し、大会および行事がある場合、その他必要に応じて臨時総会を開催する。

改定 平成 12 年 4 月 1 日

改定 平成 16 年 4 月 1 日

改定 平成 17 年 4 月 1 日

改定 平成 30 年 4 月 1 日